

お知らせ

改正労働基準法への対応準備は進んでいますか？

労働基準法が4月1日から

改正されます

長時間労働抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的として、労働基準法が改正されました。

これにより、4月1日から1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率の引上げなどが行われます。主な改正内容は次のとおりです。

①「時間外労働の限度に関する基準」の見直し

「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を越える時間外労働に対する割増賃金率

入札制度改正のお知らせ

4月1日から入札制度の改正が行われます。詳しくは佐渡市ホームページ入札情報コーナーをご覧ください。

主な改正

- ・予定価格の事前公表取りやめ
- ・総合評価方式入札の継続
- ・地域保全型工事入札の試行
- ・工事成績評定の試行

お問い合わせ 市役所契約検査課
☎63—5137

を引き上げるよう努めることと等とされます。

②法定割増賃金率の引上げ

1か月60時間を超える時間外労働に對して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

・労使協定により引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることができます。中小企業は当分の間適用が猶予されます。

③時間単位年休

労使協定により1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります。

お問い合わせ

新潟労働局基準部監督課

☎025—234—5922

佐渡労働基準監督署

☎23—4500

平22年度 国家公務員

国税専門官採用試験のお知らせ

受験資格

・昭和56年4月2日～平成元年4月1日生まれの方

・平成元年4月2日以降に生まれた方で次に掲げる方

①大学を卒業した方および平成23年3

月までに大学を卒業する見込みの方

②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

試験の程度 大学卒業程度
受験申込期間
4月1日(木)～4月14日(水)

※4月14日までの通信日付印有効

試験日

・第2次試験 6月13日(日)

・第1次試験 7月20日(火)～27日(火)のいずれか1日

試験地

・第2次試験 新潟市、さいたま市、松本市、高崎市ほか

・第1次試験 さいたま市ほか

合格者発表日

・第2次試験合格者 7月6日(火)

・最終合格者 8月20日(金)

お問い合わせ

佐渡税務署総務課 ☎74—3276

(自動音声案内「2」を選択)

関東信越国税局 人事第二課 試験係

☎048—600—3111

(内線20952097)

第2回佐渡吟詠大会 作品募集

佐渡の歴史・文化・自然・風土をうたい込んだ作品を広く募集しています。

部門 短歌の部／俳句の部／川柳の部

題 短歌、俳句の部では特に題をもうけません。川柳の部では「思ふ」「夢」のうち、いずれかを選んで投句ください。

応募方法

・応募作品はひとり3首または3句まで。

・はがきか原稿用紙で応募ください。未発表作品に限ります。

・2つ以上の部門に応募する場合は、短歌・俳句・川柳それぞれ別葉にし、表に「〇〇の部応募」と朱書きしてください。

・郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、ご応募ください(必要ならペンネームもお書き添えてください)

※選考結果(入選歌集)の送付を希望される方は、切手120円を同封してください。

応募締切 6月10日(木) 締切厳守

表彰・発表 黒木御所例大祭(7月12日)

第2回佐渡吟詠大会表彰式で発表

応募・お問い合わせ 佐渡吟詠大会事務局

〒952—1212 佐渡市泉

☎63—3312 (北條)

小木フリマ@たたこ館 開催

小木の佐渡太鼓体験交流館でフリーマーケットを開催します。佐渡南部地区ではなかなか無いこの機会。ぜひとも島内の方々との楽しい交流、お買い物をお楽しみください!入場無料です。

日時 3月22日(月・祝) 午前10時～午後4時

場所 佐渡太鼓体験交流館(たたこ館) 屋内開催
(小木金田新田 ※鼓童村近く)

主催 佐渡太鼓体験交流館(鼓童文化財団)

協力 風待ちの会(小木)

お問い合わせ 佐渡太鼓体験交流館 ☎86—2320

